

令和7年2月28日

周南市アンケート及び情報発信促進等プレゼント企画実施要綱をここに定める。

周南市長 藤 井 律 子

周南市アンケート及び情報発信促進等プレゼント企画実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の意見やニーズを効果的に収集するとともに、市が実施する情報発信の利用促進を図るため、広報しゅうなん等で実施するアンケートへの回答者又は情報発信ツールへの登録者等（以下「企画応募者」という。）に対して、地元産品やサービス（以下「プレゼント」という。）を提供するために必要な事項を定めるものとする。

(プレゼントの基準)

第2条 プレゼントは、市民の福祉の増進又は産業の振興に寄与するものでなければならず、原則として次に定める基準を満たさなければならない。

- (1) 物品又はサービスの提供であること。
- (2) 物品の希望小売価格又はサービス提供価格が総額5,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）相当以上であること。
- (3) 2名以上に提供するもので、1名当たりの物品の希望小売価格又はサービス提供価格が総額500円（消費税及び地方消費税の額を除く。）相当以上であること。

(プレゼント提供希望事業者の募集)

第3条 プレゼントの提供希望事業者（以下「希望事業者」という。）は、原則として市内に事業所を有する事業者とする。

- 2 希望事業者の募集は、広報しゅうなん、市公式ホームページ等により行うものとする。
- 3 希望事業者は、この要綱を遵守し、周南市アンケート等プレゼント提供申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出するものとする。
- 4 提供決定の有無にかかわらず、申込み後に辞退する場合は、周南市アンケート等プレゼント提供申込辞退書（別記様式第2号）を市長に提出するものとする。

(希望事業者の責務)

第4条 プレゼントの内容に関し生じた責任は、希望事業者が負う。

2 希望事業者は、市税を完納していなければならない。

(提供事業者の決定)

第5条 市長は、基準を満たして申込書を提出した希望事業者の中から、市民の福祉の増進への寄与度、産業の振興への寄与度及び相当価格等を総合的に判断してプレゼント提供事業者（以下「提供事業者」という。）を決定する。

2 市長は、提供事業者に対して原則として掲載号の発行日の1か月以上前に周南市アンケート等プレゼント提供決定通知書（別記様式第3号）を交付する。

3 市長は、原則として掲載号の発行日から起算して1年以内に発行される広報しゅうなんには同一の提供事業者を掲載しないものとする。

(プレゼント企画の周知)

第6条 プレゼント企画は、原則として広報しゅうなんで紹介するものとする。

2 プレゼント企画の具体的な掲載の位置、大きさ、表現等は、市が指定する。

3 プレゼント企画の掲載は、原則として広報しゅうなん1号につき1件とする。

(原稿の作成)

第7条 提供事業者は、原稿作成に必要なデータ、撮影機会等を市が求めた場合は、速やかに対応するものとする。

2 市長は、提供事業者に掲載案を送付し、校正の機会を設けるものとする。

3 市長は、前項の校正が終了した後に、原稿の最終決定を行うものとする。

(掲載の取消し)

第8条 市長は、次のいずれかに該当すると判断した場合は、提供事業者の掲載を取り消すものとする。

(1) 申込内容に偽りがあったとき。

(2) プレゼントの提供を適切に行うことができないとき。

(3) 当該提供事業者から提供辞退の申出があったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が掲載を適切でないと認めるとき。

(プレゼントの提供方法)

第9条 市長は、企画応募者の中から抽選で当選者を決定し、シリアルナンバー及び引換期限を印字した引換券を発送する。

- 2 プレゼントは、原則として、市が送付する引換券により提供事業者の周南市内の店舗において引き換えるものとする。
- 3 プレゼントの引換期限は、原則として掲載号の発行日から起算して2か月を経過した日の属する月の末日に設けることとし、提供事業者は、引換期限内に引換券を持参した者に対し、掲載したプレゼントを提供するものとする。
- 4 前2項の店舗での引き換えができない場合は、提供事業者の責任及び負担において郵送等の措置を講じるものとする。
- 5 プレゼントは、原則として無償で引き換えるものとする。
- 6 提供事業者は、プレゼントの提供をする際に、引換券を持参した者に対して商品の購入、体験等の責務を課してはならない。

(実施報告)

第10条 提供事業者は、引換期限満了後、速やかに周南市アンケート等プレゼント引換実施報告書（別記様式第4号）を市長に提出するものとする。

(情報提供及び二次利用)

第11条 市は、提供事業者に対して、プレゼントの引換えに必要な情報を提供する。

- 2 提供事業者は、掲載号の広報しゅうなんのプレゼント企画記事を印刷して広告等に使用することができるものとする。ただし、記事の改変等を行うことはできない。

(損害賠償)

第12条 市長は、提供事業者がプレゼントの提供を履行せず、市、当選者又は第三者に損害が生じた場合は、提供事業者に損害賠償を請求することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。